

表2-6 板厚補修基準(1,000k1未満タンク用)

補修部位	準 特 定 タ ン ク			小規模タンク
	新 令 タ ン ク	旧 令 タ ン ク		
		新基準タンク	旧 基 準 タ ン ク	
準特定タンクの底部で側板内面から500mm以内	① 細分測定Ⅱの結果、測定板厚平均値が設計板厚の80%以下となる場合	同 左	同 左	_____
	② 目視試験の結果、次式により算出された値(以下t値という。)未満となる場合。  $t = XY + C$ t:最小必要板厚   X:腐食率 Y:次期開放検査予定期日までの年数 C:3.2	同 左	同 左	_____
	③ 定点測定又は細分測定Ⅱの結果、測定板厚最小値がt値未満となる場合	同 左	同 左	_____
	④ 板厚が規則第20条の4の2第2項第4号の規定(保有水平耐力)の基準に適合しない場合	同 左	_____	_____
準特定タンクの底部で側板内面から500mm以外	上記①~③の場合	同 左	同 左	_____
小規模タンクの底板部	_____			①~③の場合 ただし、100K1未満タンクについては3.2mm未満となる場合
側 板	規則第20条の4の2第2項第2号の規定(側板に生ずる常時の円周方向引張応力)に適合しない板厚となった場合。	同 左	原則として、告示第4条の21の規定(次式)により算出された値未満となる場合。  $t = \frac{D(H-0.3)\rho}{0.204S} + C$	同 左
	規則第20条の4の2第2項第3号の規定(側板に生ずる地震時の軸方向圧縮応力)に適合しない板厚となった場合。	同 左	t:最小必要板厚(mm)   D:タンクの内径(m) H:最高液面高さ(m)   ρ:貯蔵する危険物の比重(g/cm <sup>3</sup> ) S:材料の規格最小降伏点又は0.2%耐力の60%の値(N/mm <sup>2</sup> ) C:くされ代(mm) ただし、最下段は1.18倍とすること。	
	厚さ3.2mm未満となる場合	同 左	同 左	同 左
屋 根 板	厚さ3.2mm未満となる場合	同 左	同 左	同 左